

# 令和7年度教育委員会会議（臨時会）会議録

【日時】 令和7年8月24日（日）  
【開会】 10時00分  
【閉会】 11時08分  
【場所】 川崎市高津市民館 大会議室

## 【出席委員】

教育長 落合 隆	教育長職務代理者 芳川 玲子
委 員 野村 浩子	委 員 森川 多供子
委 員 西井 孝明	委 員 坂口 緑（オンライン参加）

## 【出席職員】

教育次長 田中 一平	
総務部長 佐藤 佳哉	
学校教育部長 北川 友明	
庶務課長 細見 勝典	
庶務課担当課長 森 達也	
指導課長 新田 憲	総合教育センター総務室長 並木 久美子
指導課担当課長 山本 大	カリキュラムセンター室長 鵜木 朋和
指導課担当係長 宮嶋 恵太	カリキュラムセンター担当課長 鈴木 正博
支援教育課長 森 真二	カリキュラムセンター指導主事 武内 洋平
支援教育課担当係長 吉田 昌弘	特別支援教育センター室長 滝口 久奈
庶務課課長補佐 高木 直子	
庶務課職員 関橋 正貴	

## 【署名人】

教育長職務代理者 芳川 玲子 委 員 森川 多供子

(10時00分 開会)

## 1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、臨時会を開会いたします。

本日は、坂口委員がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、坂口委員は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しております。会議は成立しております。

## 2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、10時00分から11時30分までといたします。

## 3 傍聴 (傍聴者 32名)

【落合教育長】

令和7年7月29日の定例会で、「川崎市教育委員会会議規則」及び「川崎市教育委員会傍聴人規則」に基づき、傍聴人の定員を180人とし、傍聴を希望する方が定員を超えるときは、抽せんとすることといたしました。現時点で定員に達しておりませんので、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしです。それでは、そのように決定いたします。

なお、「川崎市教育委員会傍聴人規則」により、傍聴する際は、議事に対し批評を加え、または可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には、退室していただきますので、御了承ください。

## 4 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川教育長職務代理者と森川委員にお願いいたします。

(令和8年度使用教科用図書の採択までの経過・採択について)

【落合教育長】

それでは、議事に入る前に、教科用図書の採択までの経過等について確認したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。それでは、指導課長から、お願いします。

【新田指導課長】

よろしくお願ひします。本日、議案第9号～議案第16号までの教科用図書の御審議をお願いいたしますが、初めに、これまでの教科用図書採択に係る経過について御説明させていただきます。

ファイルナンバー01-1、議案第9号から第12号資料のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

「令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針」につきましては、本年4月21日の教育委員会にて、お諮りし、議決をいただいたものでございまして、これに基づき、川崎市教科用図書選定審議会に諮問を行ったところでございます。

8ページを御覧ください。今年度これまでの採択に係る経過でございますが、4月の諮問を受け、5月に、第1回教科用図書選定審議会及び調査研究会が開催され、調査研究を開始いたしました。

その後、6月から7月にかけて、広く市民の方々に教科用図書を御覧いただくため、総合教育センターなど8会場におきまして教科用図書展示会を開催し、閲覧していただいた方から感想や意見等をいただいたところでございまして、次ページに、その来場者数及び各会場の意見の件数をまとめております。

8ページにお戻りいただき、7月18日に調査研究会の報告を参考として、第2回選定審議会において教科用図書の審議が行われ、その結果を踏まえ、同日答申をいただいたところでございまして、本日、採択の御審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ただいまの説明により、教科用図書採択方針に基づいた採択手順を確認いたしましたが、採択手順について、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これから審議に入るんですが、少し審議に入る前に、ちょっと私のほうから確認をさせていただきたいことがございますので、お時間を下さい。

時代が目まぐるしく変わってきておりまして、学校を取り巻く教育状況もすごく変わってくるところですが、これから学校ということにおいては、まさに子どもたちが目の前の出来事に关心を持ち、そこから課題を見いだして、自分で考え、他者と協働して解決していく力とか、学んだことから新たな価値をつくり出していく力を育成するということが求められている、そんな学校教育現場かと思います。

ですので、学校教育におきましては、子どもたちの興味、関心、あるいは自分の好きなことを見つける、こだわりを持って課題を見いだして、深めたりする姿勢を育てていく、与えられる、

受身ではなくて目的を持って主体的に集中して、根気強く取り組んでいくというようなことも必要になってきておりますので、そんな授業を大切にしていただきたいと思っております。その中に、その授業で使う教科書もそうあってほしいなと思っております。

そして、教科書を選ぶに当たっては、今まさに川崎の先生方は、子どもたちに真剣に向き合っておりますので、学校で育てたい力とか、子どもたちの実態とか、あるいは高校でいうと、各高校の専門学科の特性など、生徒の実情に合わせた子どもたちに合った教科書を選んでいるというところ、特別支援学校におきましても、目の前の子どもさんの教育的ニーズに応じた、この子に合った教科書という辺りも真剣に選んでいるかと思いますので、生徒の状況をより一番よく知っている、把握している現場の声も大切にしていただきたいなと思っておりますので、そんな確認をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りますが、小学校教科用図書、中学校教科用図書、川崎高等学校附属中学校教科用図書、高等学校教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の順に採択を行うこといたします。

本日は、先ほどの説明や審議会答申書、調査研究報告書を踏まえ、教育委員会独自の視点で審議し、教育委員会がその責任と権限の下、教科用図書を採択してまいります。

学習指導要領や「かわさき教育プラン」を踏まえ、各委員が特に重視した独自の視点なども適宜示していただきながら、御意見を伺っていきたいと思います。

## 5 議事事項

### 議案第9号 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について

#### 【落合教育長】

それでは、議事事項に入ります。

議案第9号「令和8年度使用小学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長からお願いします。

#### 【新田指導課長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第9号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー01-2、議案第9号のファイルをお開きください。

小学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、2ページのとおり、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和8年度の採択方針において定めているところでございます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

ただいまの説明では、令和8年度使用小学校教科用図書は、関係法令に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。

何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**議案第10号 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について**

【落合教育長】

次に、議案第10号「令和8年度使用中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長からお願いします。

【新田指導課長】

議案第10号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー02、議案第10号のファイルをお開きください。

中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、2ページのとおり、現在使用している教科用図書と同一のもので、採択を行うことについて、令和8年度の採択方針において定めているところでございます。

御審議の程、よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ただいまの説明では、令和8年度使用中学校教科用図書は、関係法令に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。

何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜了承＞

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**議案第11号 令和8年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について**

**【落合教育長】**

次に、議案第11号「令和8年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課長からお願いします。

**【新田指導課長】**

議案第11号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー03、議案第11号のファイルをお開きください。

川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、2ページのとおり、現在使用している教科用図書と同一のもので、採択を行うことについて、令和8年度の採択方針において定めているところでございます。

なお、川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、採択地区とは別に学校ごと、種目ごとに採択を行うものと規定されており、議案第10号とは別に採択を行います。

御審議の程、よろしくお願いします。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

ただいまの説明では、川崎高等学校附属中学校における令和8年度使用教科用図書は、関係法令に基づき、採択地区とは別に、学校ごと、種目ごとに教科用図書を採択することができることでしたが、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<了承>

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**議案第12号 令和8年度使用高等学校教科用図書の採択について**

**【落合教育長】**

次に、議案第12号「令和8年度使用高等学校教科用図書の採択について」の説明を、指導課

長からお願ひいたします。

【新田指導課長】

議案第12号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー04、議案第12号のファイルをお開きください。

高等学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の適用を受けないため、学校が教科用図書目録に登載されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しております。

初めに、4ページから32ページまでの資料は、各学校に設置され、教科ごとに全ての教員で構成された「校内調査研究会」において、各学校の教育方針や学校目標等に即し、各教科の「教科目標」や「育成したい資質能力」などを示したものでございまして、この採択の観点に基づいて、各学校の特色や実態に応じた使用教科用図書採択候補の検討が行われております。

次に、35ページから228ページまでの資料は、「校内調査研究会」におきまして、選定候補として調査研究した調査結果報告書、及び各学校で教科ごとに選任された教員で構成される「調査研究会」で作成した調査研究報告書をもとに、校長を委員長とした「校内採択候補検討委員会」において、作成されたもので、複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に○印をつけたものとなっております。

いずれの資料も、教科用図書選定審議会において審議され、最終的に教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の採択を行うこととしていることから、この候補でよいかについて、御審議の程、お願ひいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

高等学校の教科用図書につきましては、毎年度、学校が、教科書目録に登録されたものの中から採択候補の教科用図書に○印をつけているとのことですが、先ほど基本的に学校現場の考えを尊重していくことも、審議前に私のほうから確認させていただいておりますが、教科用図書選定審議会でもいろいろ御意見が出ているのかと思いますので、幾つか御紹介いただけたとありがたいのですが、指導課長、どうでしょうか。

【新田指導課長】

それでは、教科用図書選定審議会での意見につきましては、恐れ入りますが、ファイルナンバー01-1、議案第9号～第12号資料のファイルをお開きいただき、10ページを御覧ください。

こちらに掲載しておりますが、学識者分科会の黒丸の一つ目でございますが、「高等学校が各学校の育てたい生徒像や学校教育目標によって、採択が変わってくる」といった御意見をいただいております。

また、校長分科会の黒丸四つ目でございますが、「各学校やその特色に合わせた採択のため、装丁上の工夫もそれぞれであった」という意見をいただいております。

保護者分科会では、黒丸の一つ目でございますが、「実社会とつながるという視点が重要であり、教科用図書を使ってみて、教員からのフィードバックが重要である」といった意見がございまし

た。

以上、主な意見を御紹介させていただきました。

### 【落合教育長】

ありがとうございます。

では、今の審議会からの主な意見も踏まえまして、何か御質問等、ございますでしょうか。

西井委員、お願ひします。

### 【西井委員】

御説明ありがとうございます。私、今回は高等学校の教科用図書のプロセスに初めて携わるお話をなので、非常に関心がありまして、展示をされているところですね、3回ほど足を運びまして、どういうふうに取り組まれているのかなということも確認をさせてもらいながらチェックをいたしました。

非常にここにありますように、この審査委員会の審査活動についても、それぞれの立場の方から、観点から意見が出されていて、非常に適切に審査を進めていらっしゃるなというのが印象でございましたが、一方で、圧倒的に教科書の数が多いということ、それから冒頭、教育長からもありましたように、非常に時代の求めに応じて進化をしているという要素があって、このところをどういうふうに皆さんのが消化をされるかという、理解をされ、それを選定に反映しておられるかというところに非常に御苦労が多いだろうなというふうに思います。

自分もちょっとやってみようと思ってですね。展示会場にあった各教科書の制作会社さんから、QRコードを通じて見られる今回のこの教科書の改訂のポイントというのを、QRコードを通して我々も見ることができるんですね。本は、教科書そのものは物すごい多数ですから、これ素人が見ていくのは非常に大変なんですけど、そのQRコードで各教科書の出版社が出しているいらっしゃる方針とか考え方というのを、もう、いわゆるQRコードの先ですから、デジタル化されていまして、それをですね、ダッと自分のパソコンにダウンロードいたしまして、生成AIで特徴をダッと要所を整理させていたんですね。どこをどういうふうに変えていっているのかという辺りですね。そうしますと、非常に特徴がクリアになって、それを私、ちょっと持ちながら、最終的にこの審査委員会を通じて、今日この場に上がってきている〇印の教科書のところが、どうなのかというのを自分なりにチェックしてみようということで、やってみましたところ、全部の高校は正直見れなかつたんですけども、川崎高校の特に国語、地歴、それから情報という分野で確認をいたしましたところ、非常に適切になっていると。

特に、これは小中高と川崎市の教育プランの中にもありますように、この個別主体的な学びを追求していくことの中で、特に探究ということを大事にしよう、プロセスで深く考えたり、表現をしたり、そして何よりもほかのメンバーと協働したりするということを育てていこうという考え方があると思うんですけども、この観点が非常に大事にされていて、そういうことについて物すごく大きな多数の教科書というものを通じて、世の中に情報がある中で、これをできる限り子どもたちが分かりやすく、あるいは先生方がそれをうまく横の連携を取って、つなぎやすいような教科書選択の努力をされているなというところが、よく理解をいたしました。

特に情報の部分と、それから地歴に関わるところ、それから国語の表現力を追求、育成していく上で、題材のこのバランス、極端にいうと文学だけに偏らずに、最新の情報をまず入れたよう

な、そういうテーマを取り扱っている教科書が先行されているというふうなところを確認いたしましたので、本当にこの言葉、各分科会の言葉に則しながら、実際にこの推薦されたものが、上がってきたものは、そういうことを考えて反映して選んでおられるなということを確認いたしました。意見でございました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

今、探究という西井委員からの言葉も出ていましたけど、やっぱりこの探究という辺りでも、何かございますか。よろしいですかね。

芳川委員、お願ひします。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございます。今、西井委員がお話ししましたように、主体的な学びとか、探究というのは、最近教科書の中で、とても大きなキーワードになっていると思うんですが、高等学校の探究ということも、今年度も昨年度もどのような実情だったのか、あと、その探究について、ほかの市町村においても様々な難しいとか、あるいは課題を実は言われたりしていると思うんですけども、そこを今回の教科書採択を踏まえた形で、どういうふうに分析して、そして考えていらっしゃるのか、もし分かるところがあつたら教えてください。

【落合教育長】

ほか、探究関係はよろしいですか。

市立高等学校は本当に川崎の高校ですけど、小学校、中学校、大学とか、あるいは関係機関と連携して、それぞれの専門性を生かして、探究的な学びとか、キャリア教育を展開してきているという、そんな実践例がございますが、今の質問、事務局いかがでしょうか。

【武内カリキュラムセンター指導主事】

探究的な活動ということですけれども、まず教科に関してですが、例えば、全ての生徒が履修する数学Ⅰの内容は課題学習があります。具体的には、サイン、コサインとかの三角比の勉強に関して、自動車のドアミラーの角度について探究する学習だったり、グラフ、二次関数ですね。自動車の速度、自転車の速度のブレーキをかけてから止まるまでの距離に関して、探究する学習などが挙げられます。

探究については課題を理解して、結果を予想し、課題の解決を行って、解決の過程を振り返って、更によりよい解決方法を考えたり、更にその課題を発展させたりするというような一連の過程において、自分の考えを発表したり、議論したりするなどの探究的な活動が行われています。

ほかの教科に関しても同様な流れで、それぞれ探究的な活動が見られているというところです。

【落合教育長】

よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかの点でいかがでしょうか。御質問、御意見等があれば。

野村委員、お願ひします。

**【野村委員】**

ありがとうございます。教科書の展示会の会場にお越しになった来場者の皆様からのアンケートを拝見しまして、目にとまったものがありました。その方の御意見ですと、教科を学ぶ意義のようなものがもっと分かる仕掛けが教科書にあったらいいのにというようなお声がありました。

私自身も教科書を拝見してみると、小中学校というのはもう少し教科との出会いの部分が丁寧で、もう少し親しみやすい印象があったんですが、高校だと、これを学ぶことが前提に始まりますというような印象が強いなというのを受けました。御来場の方の御意見に共感をする部分がありました。

そんなわけで教科書をベースに学ぶことはもちろんなんですけれども、学校現場では、その科目との出会いの演出といいますか、ガイダンスの部分で工夫されていることがありましたら、確認というか、聞かせていただけたらと思いました。お願ひします。

**【落合教育長】**

科目との出会いとか、その辺ですね。

**【武内カリキュラムセンター指導主事】**

各学校にそれぞれ小中学校とは違って、教育課程をそれぞれの学校が設定しているというところがあります。なので、入学するときには、自分の興味関心に合った進路を選んで、生徒さんたちは学校選びをしているかなというところになると思います。

それで、あと、選択科目が教育課程でいろいろ設定をされているところで、自分の進路希望に合わせて自分の興味関心に合わせた科目を履修していくという形で、十分に学びを生徒は実現しているというところだと思います。

**【野村委員】**

ある程度、高校になると学びは専門的になっていきますので、まず御本人の意思とか、進路に向けた思いというのも前提にあっての学びのスタートということがよく分かりました。

一方で、それでも学習の内容が難しくなってくると、もう少し、親しみやすさとか社会とのつながりが意識できるような、始まりがあるといいなというのが、大人から見た思いです。その辺りの社会のつながりを意識した学びになるように、先生のほうでも何か、生徒たちにお話があつたりですか、そういったガイダンスの部分があつたりするのかなというのを併せて聞かせてください。

**【武内カリキュラムセンター指導主事】**

生徒が学ぶ意義を実感しやすくするように各教科の先生方が、授業を工夫して展開しているところだとは思います。あと、教科書を使って勉強はしていくわけですけれども、各教科では、それだけではなくて、興味関心を引き立てられるように、各先生方の工夫があって、授業が展開されているところだと思いますので、教科書を使って授業はしていくものでありますけれども、教科書だけで補えないところもあると思いますので、そこは各先生、生徒の実態に応じて対応され

ているところだと思います。

**【野村委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

よろしいでしょうか。

そのほかの点でいかがでしょうか。

坂口委員、お願いします。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。今回、高校の教科書に関して文科省からも、探究の時間並びに標準の単位数なども明記された資料というのをいただいています。文科省が出した資料を見ておりました。古典探究、地理探究、日本史探究、世界史探究といった教科の中に総合だけではなくて、探究というのも追求していくということがよく理解できました。

恐らく、これは本来連携といった背景もあるのかなと思いながら、その流れを伺っていました。

それぞれの、大変感心したんですけども、教科用図書選定審議会の意見を踏まえて、でも学校が自分たちの生徒に対してどういう教科書が必要なのかという意見がかなり明確に記載されている、そのような資料を拝見して、非常に安心したところです。

というのが、本来連携といいましても、やっぱり大学進学率、そうはいっても 59% でした。2024 年度でたしか、それぐらいだったんですけども、探究だけではなくて、その前提になっていますが、知識の部分、あるいは不易の部分といいますか。高校の過程の中で学ぶ部分、学習の部分というのも同時に重要になると思います。その辺りも教科書選定の現場の委員会においては、重視されていたのかという点だけ、1 点確認させていただければと思います。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。いかがですか。カリキュラムセンター。

**【武内カリキュラムセンター指導主事】**

探究的な学びにつなげるには、当然その前提となる知識や技能がないと深まっていきませんので、あと最近の教科書は、非常にそのプロセスがすごく丁寧に設定されている教科書が多くて、基本的な知識を積み重ねるような部分であったり、知識を結び付けて、ほかの概念と結び付けるような構成になりましたので、前提となる知識、技能を身に付けられるような教科書の構成になっているのかなというふうに思います。

**【坂口委員】**

ありがとうございました。

**【落合教育長】**

よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

森川委員。

### 【森川委員】

ありがとうございます。探究的な学びというところで、私は定時制の学びについて注目させていただきました。探究的な学びに必要なのは、まずは意欲、興味関心だと思うんですね。ただ定時制高校では、小中では学びを積み重ねることができなかつた生徒さんですとか、あと外国にルーツのある生徒さんが最近は増えているかと思います。そして様々な事情を抱えた生徒の多く通う学校であることから、探究というと、ちょっと難しいのかなと思って、それをどのように教科書で学んでいくのかということに、とても関心がありました。

教科書も拝見しつつ、また定時制の観点の中には、生徒の自立、探究とともにまず自立を促すという言葉が多く出ていたのも、とても大切なことだとは思いました。

教科書なんですけども、学習意欲を喚起させることが重要とはなっていますけど、かなりそこには難しい問題があると思います。ですが教科書を拝見すると、例えば書き込みたりとか、ルビが振ってあつたり、字が大きかったり、親しみやすいイラストがあつたり、また家庭科などには、家族の在り方などを丁寧に明記されているものなどが、丸印がついて選ばれていました。このようなものを選んでくださっていることを拝見すると、本当に生徒たちの、本当に日々の実情を強く理解、深く理解してくださっていて、これなら学びが積み重ねるであろうと判断してくださったということが、とてもよく分かりました。

定時制高校の中では難しいことがたくさんあるかもしれません。いろいろな問題があるかもしれません。ですが先生方の努力に応じて、それとともに、選ばれた教科書で学びを積み重ねていくことができる、小中とうまく学びが積み重ねられなかつた、又は中学校から日本に來た、そんな子どもたちの学びを積み重ねていくことができるというのを希望であり、川崎市の教育の豊かさの現れだと思っております。この流れのまま、ぜひ未来につなげていって、育てていっていただけたらと思います。

### 【落合教育長】

ありがとうございます。在校している生徒さんの実情をよく理解をして、教科書が選ばれているといった学校活動ということで、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。高校の教科書については特によろしいでしょうかね。

川崎の高校ですけども、それぞれ特色のある学科を備えて、生徒や地域のニーズに応えながら魅力ある高等学校の実現に向けて取組を進めてきているのが、川崎の高校現場だと思います。変化が激しく予測困難な世界を心豊かに生きていくためには、高校教育の段階から、生涯にわたり学び続ける力ですか、あるいは社会との関わりの中で育まれる生きる力というものを求められていくかと思いますので、ぜひ高校の先生方には、今いただいた意見等を踏まえまして、教科書をより上手に活用していきながら、川崎の高校教育の充実に努めていただきたいなというふうには期待しております。

それでは、議案第12号につきまして、採択候補のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、そのように可決されました。

議案第13号 令和8年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科用図書）

議案第14号 令和8年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科用図書）

議案第15号 令和8年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第16号 令和8年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【落合教育長】

次に、議案第13号「令和8年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科用図書）」から、議案第16号「令和8年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」までについてですが、これらの議案4件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案になりますので、一括して審議したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして、一括して審議いたします。

議案第13号から議案第16号までの議案4件についての説明を、支援教育課長からお願いします。

【森支援教育課長】

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第13号から第16号までについて御説明させていただきます。

ファイルナンバー05-1、議案第13号～第16号資料のファイルを御覧ください。

初めに、1、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律の規定についてですが、学校教育法第34条第1項におきまして、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と定められております。

また、同法附則第9条第1項におきまして、「特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」旨定められております。

次に、2、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類についてですが、特別支援学校及び特別支援学級で使用できる教科用図書は、(1)から(3)までの3種類となります。

(1)は、学校教育法第34条第1項に基づく「検定済教科用図書」でございます。

(2)は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した「著作教科用図書」でございます。

2ページにまいりまして、(3)は、学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書で、市販されております絵本等の一般図書や当該学年よりも下の学年の検定済教科用図書及び文部科学省が作成した「著作教科用図書」、視覚障害のある児童生徒のための検定済教科用図書を原典とする拡大教科用図書及び点字教科用図書でございます。

3、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧を御覧ください。これらは、議案ごとに、該当する学校、学部をお示ししたものでございます。

それでは、各議案の御説明をさせていただきます。

ファイルナンバー05-2、議案第13号のファイルを御覧ください。

2ページが特別支援学校小学部の、3ページが特別支援学校中学部の「検定済教科用図書」の採択希望一覧でございます。特別支援学校の小中学部につきましては、検定済教科用図書を使用する場合、本市の市立小中学校と同一の検定済教科用図書を使用しますので、議案第9号、第10号において採択された教科用図書と同一のものを採択していただくものでございます。

次に4ページから9ページを御覧ください。特別支援学校高等部の「検定済教科用図書」の採択希望一覧でございます。特別支援学校高等部につきましては、文部科学省発行の令和7年度使用「高等学校用教科用図書目録」から、学校における調査研究に基づき、使用する教科用図書を選定しております。

次に、ファイルナンバー05-3、議案第14号のファイルを御覧ください。

2ページから6ページの表が文部科学省著作教科用図書の採択希望一覧でございます。こちらは、文部科学省発行の「令和7年度使用特別支援学校用 小・中学部 教科用図書目録」に登載されております教科用図書を障害種別、小・中学部別に一覧にしたものでございます。

2ページを御覧ください。この二つの表は、いずれも聴覚障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

3ページ及び4ページを御覧ください。

3ページの表が特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、4ページの表が特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の、いずれも知的障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

5ページ及び6ページを御覧ください。

5ページの表が特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、6ページの表が特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の、いずれも視覚障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

次に、ファイルナンバー05-4、議案第15号のファイルを御覧ください。

2ページから23ページまでの表が特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級の学

校教育法附則第9条教科用図書の採択希望一覧でございます。表の構成でございますが、一番上の欄を御覧ください。左から「NO（ナンバー）」「種目」「発行者名（コード）」「図書コード」「一般図書名」「希望理由」となっております。なお、学校教育法附則第9条教科用図書は、児童生徒の発達段階や障害の状態等を踏まえて、指導上必要な教科用図書を採択する必要があるため、各学校の校内調査研究会で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しております。

最後に、ファイルナンバー05-5、議案第16号のファイルを御覧ください。

2ページの表が特別支援学校高等部教科用図書採択希望一覧でございます。表の構成は議案第15号と同様でございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

### 【落合教育長】

ありがとうございます。

ただいま、議案13号から16号まで、一括して説明をしていただきましたが、何か御質問等はございますでしょうか。

野村委員、お願ひします。

### 【野村委員】

ありがとうございます。9条本のリストを見させていただいて、それぞれの興味関心を引き出すために工夫していると感じることができました。その中で、例えば絵本の「スイミー」ですか、「おおきなかぶ」というものがリストに入っておりました。こちらは小学校の検定済教科書の中にも、それぞれ掲載されている作品だと思います。私のような素人ですと、ふと疑問に思ったんですが、例えばこの検定済みの他学年の教科書をお渡しすれば、「スイミー」ももちろん「おおきなかぶ」はもちろん、そのほかの物語にも触れることができて、その子の幅を広げてあげることはできないかと考えたんですが、あえてその中の一つの物語を取り出して絵本としてお渡しすることの意義というのは、先生たちはどういった観点で、そのような選択をされているのか教えてください。

### 【落合教育長】

関連してございますか。よろしいですね。

特別支援教育センター室長。

### 【滝口特別支援教育センター室長】

そうですね、「スイミー」については小学校2年生、「おおきなかぶ」については小学1年生の国語の教科書のほうに入っているかと思うのですが、もしかしたら「スイミー」であっても、大きな絵本で、もっと挿絵がしっかりと出ているような、そういう絵本のほうがそのお子さんにとっては、とても視覚的に入りやすかったりとか、そして、もっと絵本の中に入していくような、そういう効果があるということで、恐らくそういう絵本を教科書として選んでいるのかなというふうに思います。

またですね、もしかしたらそのお子さんが、そのときに1年生や2年生の教科書をもしかした

らもらっていない可能性もありますので、そういったときに、そのお子さんが「スイミー」であれば、その発達段階に合ったときに、例えば4年生になってようやくその本を楽しめるんじゃないかなという、発達段階に応じたときに、初めてその物語を楽しませていきたい、そして、その中で、言葉であったりとか、動作化して楽しめるであったりとか、そういった目標に照らし合わせて、選んでいるのではないかなというふうには思います。

【落合教育長】

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明ありがとうございました。この特別支援教育の教科書を選定するときに、教育委員会と、それから北野書店さんが共催をされた図書の展示会の御案内をいただきまして、6月にちょっと見学にというか、行ってまいりました。大変大勢の先生方が、ちょうど授業が終わった後の時間ぐらいに行きましたので、大勢いらしておられて、それから、御担当の支援センターの方なのか、それとも書店の方々なのか、ちょっと私は区別がつきませんでしたけれども、いろんな先生方も対話をしながらですね、主に9条本のところを中心に選択、いろんな目を通されたなというのが印象的で、私は驚きましたけども、本当にこんなにたくさん、9条本というのはあるんだということに本当にびっくりしました、なかなかやつぱり、これ先生方の御苦労も絶えないなという印象がありました。

先生方が選ばれるときに、その御苦労が多いだけではなくて、先ほど野村委員から御質問がありましたように、1点1点の、その選択には意味があるということ。それが実際の支援級や支援校での教育の過程で、どういうふうに役立てられているか、どういうふうな効果があるんだろうという辺りの、選んだ後の情報交換ということですかね。そういったことというのは、今どういうふうに取り組まれているんだろうかとか、それをまた教科書選定のところに、次のところにフィードバックされていっているんだろうかって、この辺りですね。そういうプロセスを御存じでしたら、サポートいただきたいなというのが質問です。

【落合教育長】

関連してございますか。よろしいですか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。私は、今の西井委員がおっしゃったように、例えば国語でしたら、1年生だったら「はなのみち」とか、とても子どもに人気のお話で、あと「てがみ」とかもありますよね。その辺も「スイミー」と同じく人気のお話で、ちょっと気持ちの乗らない支援級の子も、1回支援級に国語で戻ってから、「はなのみち」を読んで気持ちを盛り上げて、じゃあ次の勉強に行こう、今日はどのお話だろうとやって入れるんですけど、私も教えていただきたいのは、例えば、5年生6年生の理科ですか、社会になってくると、やはりちょっと難しくなってくると思

うんですね。非常に見やすい教科書になっていると思うんですよ。見開きもすごく分かりやすくて。それでも支援級の子にとっては、ちょっと難しいかなというのに出会うことがたまにあります。そういうようなときの、担任の先生のお力に任せるしかないんですけども、こういうところが難しいとか、この教科書だと、ちょっと5年生に厳しくなってきましたみたいな、そんな、もし情報があったら、それは私もぜひ教えていただきたいんですけども。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

特別支援教育センター室長、よろしいですか。

【滝口特別支援教育センター室長】

9条本というところになりますとですね、本人の実態から目標を設定しておりまして、そういうものは個別の指導計画のほうに表していくんですけども、その個別の指導計画作成に当たっては、目標の作成時、あと評価時に必ず保護者との面談をして決めていくんですね。そういうところで、教育課程を見直すという機会がありますので、それで学年ごとに使用する教科書についても保護者とも確認をしていくということにはなっております。

9条本については知的の特別支援学校の学習指導要領を参考にして、教育課程を編成していくこうというお子さんが中心になってくるかなというふうに思うんですけども、そういったときは文科省著作教科書ももちろん検討した上で、附則9条本を選定する場合があるかと思います。

そういう際に、そのお子さんの発達段階や目標に合わせて、どういうふうな指導内容にしていくのかということを決めていきます。

【森支援教育課長】

西井委員の御指摘の9条本を選んだ後の、使った後の効果とか、そういうもののいわゆる情報共有とか、学校間の連携みたいなところかと思うんですけども、今おっしゃったように、やはり個々の児童生徒の状態をしっかりと把握して、そこに合ったものを選んでいくという観点で、まずはそこを重視して教科書選定をしているというところがありまして、なかなか、それが一人ひとり、特徴はかなり違うというところもあるので、現状はですね、こういったような子たちにはこういう効果、こういう教科書にはこういう効果があったというような形での情報共有するようなスキームみたいなものは、教育委員会事務局として設定はしていないところではあります。

ただ、いろいろ支援級の先生方がですね、集まる会議等もあるので、そういう場ではですね、個別の情報交換等はされているとは思うんですけども、基本的にはまずはそれぞれの保護者の方と相談をしながら、その子に合ったものをしっかりと選んでいくというところに重きを置いて、教科書選定を行っているというところになっております。

以上でございます。

【落合教育長】

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

大変ありがとうございました。なぜ今の点をお聞きしたかというとですね、今回のアンケートの中にですね、発達性ディスレクシアに配慮した教科書の必要性を訴える声がアンケートの中に記載をされておられました。それで、私は存じ上げなかったものですから、この障害というか、こういったことを少し調べまして、それで今回川崎市の候補の中に、いわゆる音声教材みたいなものだとか、それから、そういった平仮名、漢字の転換のところを非常に分かりやすくしたような教材だとか、そんなものが含まれているかなということの確認をちょっとざつと、数が多いのであれでしたけども、20冊ぐらいあるんじゃないかなというふうに感じまして、やっぱり先生方が取り組んでおられるんだなというふうに思いましたけれども、やはり全体の支援級の支援教育をされている中でいうと、その中の全体の例えれば5%とか、それぐらいの比率の児童生徒さんたちに向けて取り組まれている、個別に先生方がその教科書を選んで、それに対処しようとされているという姿が透けて見えましたので、今のような御質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほかの点でいかがでしょうか。

芳川委員、よろしくお願ひします。

#### 【芳川教育長職務代理者】

違う観点からちょっと質問させていただきます。今の話をすると、保護者と相談しながら教科書を、例えば9条本を使ったりとか、使い方はどうかというふうに振り返りながら行っていると思うんですけども、ただ、資料を見ていきますとね、先ほどの川崎市教科用図書選定審議会の意見の中では、私の感じ方だけだと思うんですが、結構不安を感じていらっしゃる保護者がいらっしゃるんですよね。例えば、ユニバーサルデザインの取り入れ方とか、あるいはさつきディスレクシアの話も出ているんですが、そういう合理的な配慮に関する件であったりとか、特に特別支援教育の場合はとても大事なところだと思いますし、その観点を取り入れながらの各種の教科書があるかと思うんですが、その9条本については分かりましたけれども、そのほかの第34条の教科書であったりとか、あるいは検定済みの教科書であったりとか、そこ辺りについて、多分調べていらっしゃると思うんですが、確認したことを、もし何かありましたら教えていただけますか。

#### 【落合教育長】

9条以外のところですね。

支援教育課長。

#### 【森支援教育課長】

ちょっと答えになっていないかもしれないんですけど、基本、検定済教科書と文科省の目録に入っているものにつきましては、確かに、審議会委員の先生からも、芳川委員から御指摘のあったような御意見がありまして、その辺りはですね、基本的には最低限のものはクリアされているものだろうというふうには考えているところでありますが、実際選んだ教科書そのものだけを使っ

て、もう御存じかと思いますけども、授業をやっていくわけではありませんので、実際その保護者の方とも御相談しながら、かなりそれを補助する教材というのも使いながら、現場の先生がですね、状況に応じて工夫しながら対応しているというところがあります。

ですので、基本的にそういうものを、選んだものをベースにしつつ、状況に応じてそれを補助するものを活用して、その子に合った授業、学習につながる、支援につながるというものを現場では努力してやっているというところでございます。

以上でございます。

### 【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。相談しながら選んでいくということなんですが、そうすると実は保護者から我が子についてどのような教育をというふうなイメージの下で、そして今の我が子の発達の段階を合わせながら考えるという形なんですが、やっぱり教員は専門家ですので、専門性の立場からでも保護者に対して提案をしつつ、そして両者が決定できるような形で進めていただけるといいなというふうに思います。お願いします。

### 【落合教育長】

ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

### 【野村委員】

今の芳川委員のお話に関連して、私の息子、次男自身がですね、ディスレクシアの診断まではないんですけども、読み書きの言葉の教室に通っていた時期がありました。その際に案内されたのは、一般の検定済教科書を音声で読み上げてくれるデイジ一教科書というもののアカウントを発行していただくという措置がありました。

ただ、それは家庭では自由に使うことはできるんですけども、授業内で使うに当たっては、ほかの授業が進行している中で、息子だけが使ったら音声が流れるという状況でいることは、授業の中である種、一つの違和感になり得るということで、使用に当たっては先生との相談が必要であったりとか、イヤホンを使って使うべきだとか、周囲の理解を得るとか、使うに当たって、かなりハードルを感じて、結局使用には至りませんでした。

そういう中で、本を読んでいる箇所が分からなくなないように、定規のようなものを当てて読むとか、そういう物理的な支援に重ねて、本当に必要な音声で読み上げてほしいという支援は、なかなか届かないということがありました。

ですから、必要な支援が授業の進行の問題もあるとは思うんですけども、柔軟にもう少しハードルを低く使えるように、いろんな学び方があることが当たり前であるような授業の風景になっていくように、現場の先生はご苦労が多いとは思うんですけども、その辺りをもう少し現実的に支援できるような方向性を持っていけるといいかなというのが一つ、思いとしてあります。

それからあと、私も西井委員と同様に北野書店さんとの開催、共催されている教科書展示で9条本を中心に拝見したんですけども、これは、長男は特別支援級に入級していますけれども、入級して4年目になりますが、学校を通してこの展示会のお知らせを受け取ったのは今年が初めてです。これまで開催は存じ上げていましたけれども、私がこの教育委員としてここにいるから

存じ上げているのであって、学校から案内をいただくというのは初めてのことでの喜びでもありました。

どのタイミングで保護者の方と話し合って、次の、来年度の教科書を選んでいるのかというところもあると思うんですけれども、例えば、これから就学されるお子さんなんかは、いろいろ審査を受けて、新規に入級します、ないしは支援学校に入りますということになったときに、教科書を選びましょうとなった時点で、もうこの教科書の展示というものは終わっていて、保護者が目にすることができないという、そういうタイムスケジュールになっているかと思うんですね。

その点で申し上げますと、例えば療育センターなんかを通じてですね、もともとその支援が必要であることが見込まれるお子さんがいらっしゃる御家庭には、こういった教科書の展示があつて、もしかしたらお子さんがこういった教科書を使うことになるかもしれない、保護者も先生に任せるだけではなくて、もちろん先生も信頼していますけれども、保護者が主体的に、我が子にはどんな教育をということを、芳川委員からもお話をありましたけれども、そういう価値観を持てるように、我々がその機会を提供していく必要性はあるかなと感じています。

ですから、展示会の開催の時期を何度もということは難しいとは思うので、できれば案内を広く、早めにということを、これからもお願いしたいと思います。

#### 【落合教育長】

就学前のお子さんへのそういった配慮的なこととか含めて、何かありますか。

#### 【森支援教育課長】

そうですね、今委員から御指摘をいただいた情報のできるだけ早い段階での発信といいますか、療育センター、関係局との連携という中で、検討できる内容にはなってくるのかなと思いますので、今後どういったことができるか、ちょっと関係局等も含めてちょっと検討してまいりたいと思います。

#### 【滝口特別支援教育センター室長】

入学前のお子さんについてはですね、特別支援学級なのか、特別支援学校なのかというふうな学びの場の決定というところもどうしても、この時期には間に合わないというところもあるんですけども、先ほど野村委員がおっしゃったような療育センターを通じて、そういうふうな情報を伝えていくというのはすごく大事だなというふうに思いました。

入学説明会等でそういったことも、教科書はこういうふうに使われていますよということは御案内はしているんですけども、具体的にどういうふうに申請していくのかとか、そういうことまではお伝えができていないので、ちょっと来年度については検討していきたいなというふうに思っております。

特別支援学級のお子さんについては、基本的には小学校の検定本のほうを入学時にはお渡しをしているというのが現状です。特別支援学校のお子さんについては、ある程度の状態像をお伝えはしていますので、それを考えて、あらかじめ、これぐらいのお子さんかなという想定で、注文はしているということになりますので、特別支援学校のお子さんが最初から検定本を支給されるということはありません。

あとデイジー教科書ですね。確かに使いづらさというところがあります。今GIGA端末のほ

うに全員申請された方については、G I G A端末のほうで使用はすることができますので、もう少しデジタル教科書のほうが普及していくと、もう少し使いやすさというのがあるんではないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃられたように、いろんなお子さんがいて、そういういろいろな学び方があるんだということが、いろんな学級の中で浸透していくということがやっぱり望ましいかなというふうに思っております。

#### 【吉田支援教育課担当係長】

学校図書展示会のほうの案内についてなんですかけれども、例年、各小中学校、特別支援学校のほうに御案内させていただいて、保護者、教員もそうですし、保護者の方も土曜日も開催を1日しているので、ぜひ来てくださいと案内しているほか、今年度から療育センターのほうにも御案内させていただいております。

また教育相談を行っている総合教育センターにも御案内させていただいて、まだ小学校に通われていない方にも、こういう展示会があるということを周知するようにしているところでございます。

以上でございます。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

ほか、森川委員、どうぞ。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。先ほどの芳川委員のお話と一緒になんですかとも、保護者様の御意見、支援級の場合、保護者と一緒に進路を決めるとか、教科書、どの教科を通常級で行って、どの教科を支援級でと。その上で先ほど申し上げた理科とか、本当にぐんと難しくなっていってしまうのですが、保護者の方の御意見だけをそっちに沿うようにしていくと、果たしてそれが教育現場のプロの教員としての本当の見取りと合っているかどうかという問題が出てくると思うんですよ。もちろん、自分の子どもはこうなってほしいという希望と、そして現実と、その間を上手につないで、教員の皆様には上手につないでいただいて、適する場で教育を受けるということが、子どものためになっていくと思うんですね。保護者様の御希望で、理科はこっちで受けると入れられてしまうと、分からぬ授業で、それこそお客様のように座っていなきやいけない1時間とかが、果たしてその子の意欲関心、ましてや探究につながるのかと思うと、私はどうしてもそこに違和感を感じざるを得ないんですね。

なので、保護者様のお考えやお気持ちを十分お伺いした上で、でも、一歩前のここから始めましょうみたいな提案を、教育委員会、教員の皆さんがあとプロとして発信しても私はいいと思うんです。保護者の皆さんも知らないだけなので、その上で、そこから一緒にどの教科書で、この教科書の一歩前の学年からやろうかとか、それでも私はいいと思うんですね。それがその子の意欲、関心、探究につながっていくと思いますので、その辺のことも、ぜひちょっと教科書、どの教科書を使うか、この子はどこから学んでいくかというのを考える上で、ぜひ考慮していただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

そのほかの点ではいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

各学校、個別指導計画をしっかりと立てて、当然その中身は保護者の方としっかりと、きちんと話し合をされて、共通理解をしっかりと持った上で今、実際学んでいるお子さんたち、子どもたちの発達状況ですね。そういうものをしっかりと踏まえた上で、どんな教科書が適切なんだろうかというところをしっかりと考えて、教科用図書を選んでいるという辺りが確認できたかと思いますので、引き続きそういう指導をしっかりとやっていただきたいなと思っております。

それでは採決に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

採決につきましては議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第13号につきましては、原案とおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<了承>

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<了承>

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<了承>

**【落合教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

## 6 閉会宣言

【落合教育長】

それでは、御議論、御意見、いろいろありがとうございました。

以上をもちまして、本日の臨時会は終了いたします。ありがとうございました。

(11時08分 閉会)